

「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

最近の動向

「平成21年10月より要介護認定の調査方法が一部見直されます」

注意

「介護ベッド用すり等の重大事故に係る公表について(注意喚起)」

お知らせ

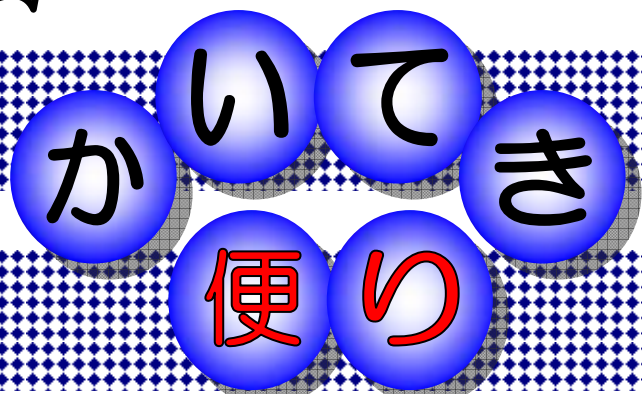
「業務管理体制整備に係る届出は10月末までに必ず行ってください」

「事業所評価加算の届出は、10月15日(木)締切です！」

「法人の役員及び管理者の変更届には、誓約書の添付が必要です」

「平成21年度在宅医療サポート介護支援専門員研修を実施します」

「平成21年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！」



平成21年10月1日発行 第63号

最近の動向

平成21年10月より要介護認定の調査方法が一部見直されます

平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者等からなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すことになりました。具体的には、認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することなど、調査項目の考え方が一部変更されて10月申請分から適用されることになりました。

9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月以降に申請を行った場合は、判定結果をもって要介護度が決定されます。なお、9月末までに更新申請を行って経過措置対象となった場合、要介護認定の有効期間は満了日まで継続します。

見直し内容の詳細は、以下のHPに掲載されておりますので、ご確認ください。

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報 Vol.108その1

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/files/jouhou_108-1.pdf

注意

介護ベッド用すり等の重大事故に係る公表について(注意喚起)

厚生労働省老健局より、経済産業省及び消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、事務連絡による情報提供がありました。

福祉用具については、保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用が想定されますが、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等の安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

介護サービス事業所及び介護保険施設等におかれましては、福祉用具が適切に使用され、事故等の発生が防止されまよう、使用状況の確認及び安全性の確保について、ご確認をお願いします。なお、事務連絡は、以下のHPに掲載されておりますのでご確認ください。

東京都介護保険サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/kaigobeddooyoutesuri/index.html

お知らせ

業務管理体制整備に係る届出は10月末までに必ず行ってください

平成21年5月1日より、介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。この趣旨は、指定取消事案などの不正行為の未然防止、利用者の保護及び介護事業運営の適正化を図るためです。

また、事業者が整備すべき業務管理体制は、指定事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

すべての事業者(法人)が平成21年10月31日までに、業務管理体制の届出の必要があり、期限が迫っています。まだ届出をしていない事業者においては、必ず届出を行ってください。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・届出 > 業務管理体制に係る届出

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukannritaisei/index.html

事業所評価加算の届出は、10月15日(木)締切です！

お知らせ

平成22年度の事業所評価加算の算定評価を希望する介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所は、届出が必要です。現在評価の申出をしておらず、来年度からの算定を希望している事業者は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を以下の提出先まで届出を行ってください。すでに「申出あり」で届出をしている事業所については、再度提出する必要はありません。

【提出期限】平成21年10月15日(木)必着

【提出先】

介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

TEL:03-5206-8752

介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係

TEL:03-5320-4264

法人の役員及び管理者の変更届には、誓約書の添付が必要です

お知らせ

法人の役員及び管理者の変更届においては、介護保険法第75条及び介護保険法施行規則第131条に基づき、誓約書の添付が必要になります。

なお、誓約書の様式は以下のHPよりダウンロードできます。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・届出 > 変更届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

平成21年度在宅医療サポート介護支援専門員研修を実施します

お知らせ

平成21年度から平成23年度において、都では医療系以外の介護支援専門員を対象とした、医療に関する研修を実施します。この研修は、介護支援専門員が医療サービスを含む居宅サービス計画書の作成や、医師・看護師・薬剤師等の医療職との連携に欠かせない基本的な医療的知識等を習得することで、利用者の生活全般を支えるケアマネジメントを実施し、利用者の自立支援に資することを目的としています。

平成21年度の募集案内を、都内の全居宅介護支援事業所あてへ9月末に発送しましたのでご確認ください。

研修実施期間 平成21年11月から平成22年3月までの9日間(計47時間)

申込締切日 平成21年10月14日(水)

受講対象者 居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員で、各区市町村が、受講推薦者として推薦する者(受講要件の詳細については、募集案内をご覧ください)

申込先 所属事業所の所在地がある区市町村の在宅医療サポート介護支援専門員研修を担当する所管課

募集人員 400名

【お問い合わせ先】NPO法人 東京都介護支援専門員研究協議会 TEL03-3263-5636

ホームページ <http://cmat.jp/>

平成21年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)

お知らせ

厚生労働省が介護サービスの提供体制、内容等を把握し、基盤整備を進めるため、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。今年から国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護保険サービス事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」(株式会社インテージリサーチ)

(フリーダイヤル) 0120-577-714

調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

調査票の各事業所への送付予定は10月初旬～中旬、提出期限は11月上旬です。